

「令和 8 年度省エネルギー促進に向けた広報事業（金融機関連携による省エネ実践の横展開と次世代連携を通じた地域支援体制構築事業）」に係る資料提供依頼・意見募集について

令和 8 年 5 月 2 2 日

1. 概要

「令和 8 年度省エネルギー促進に向けた広報事業（金融機関連携による省エネ実践の横展開と次世代連携を通じた地域支援体制構築事業）」の実施に向けた検討に当たり、実施方法や本事業を実施する上で必要な費用の概算について、広く情報提供を依頼します。

2. 事業内容 下記仕様書（案）のとおり

3. 資料提供依頼・意見募集期間 令和 8 年 5 月 2 2 日（金）～令和 8 年 5 月 2 9 日（金）

4. 資料提供依頼・意見募集内容

事業内容に関連し、以下のような情報について資料の提供をお願いいたします。

（1）仕様書（案）に基づいた参考見積（i は必須、ii・iii は任意）

- i. （必須）総額に加え、可能な範囲で大項目別内訳（例：①人件費、②旅費・会場費等の直接経費、③再委託・外注費、④一般管理費等）を併記してください。
- ii. （任意）提出可能な範囲で、人件費の積算時間数（簡易）：主要役割×主要作業（例：委員会運営、ヒアリング、分析・とりまとめ、実証運営等）の時間数（概算）がわかる資料をご提供ください。
- iii. （任意）提出可能な範囲で、単価・諸経費の根拠の考え方（社内標準の考え方、または参考とした公表単価・相場の例示）がわかる資料をご提供ください。

（2）事業の実施のための人員体制（必須）

- i. 主要役割（例：統括責任者、プロジェクトリーダー、調査担当、会議運営担当、実証運営担当、報告書取りまとめ担当等）ごとの想定人数、および再委託・外注の有無（ある場合は対象範囲）を提示してください。

（3）仕様書（案）に対する意見（任意）

- i. 見積・履行の観点から、①不明確な点、②工数・費用に影響が大きい論点（例：対面開催の回数・運営方法、ヒアリング件数・対象確保、実証の回数・規模等）、③効率化・代替案（同等の目的達成が可能な方法）を、簡潔に提示してください。

5. その他

- ・ 本件により、実際の調達等参加時の評価等に影響を与えることはありません。
- ・ 資料提供に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とします。

- ・ 提出された資料等は、本件事業の調達等に係る検討にのみ使用します（提出された資料等は返却しません）。なお、必要に応じて追加資料の提供を求めることがあります。
- ・ 提出されたご意見・資料等は、当局が内容を確認します。それ以外の第三者に無断で資料等を開示することはありません。なお、ご意見・資料等に対する回答を行うことはございません。
- ・ 本件にて当局との間で共有する全ての情報について、開示、漏洩、または本依頼以外の目的による使用は禁止します。

6. 提出先、お問合せ先

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課

担当：三小田、岸本、児玉

電話：06-6966-6051

E-MAIL：bzl-kin-shouenekouhou@meti.go.jp

仕様書案

1. 件名

令和8年度省エネルギー促進に向けた広報事業（金融機関連携による省エネ実践の横展開と次世代連携を通じた地域支援体制構築事業）

2. 事業の目的（概要）

省エネルギーの推進に向けては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー転換等に関する法律において、年間エネルギー使用量が原油換算で1,500k1以上の事業者等に対し、エネルギー使用状況の報告やエネルギー使用の削減等を求めている。一方で、中小企業をはじめとするエネルギー使用量が比較的少ない企業においても、省エネルギーの取組を着実に進めていくことは重要である。

また、脱炭素社会の実現に向けた取組が加速する中、中小企業にとって、GX実現に向けた取組の第一歩として省エネルギーに取り組むことが有効であり、この観点からも中小企業における省エネルギーの重要性は一層高まっている。

このような状況の下、地域で中小企業等の省エネを進めるには、行政・支援機関等が役割分担し、掘り起こしから診断・改善まで一体的に支える枠組みが必要である。本事業では、企業との接点が多い地域の金融機関が省エネ診断の現場確認・結果報告会に同席する実践型取組を通じ、理解の深化と顧客企業への提案力向上を図る。あわせて、診断の着眼点・考え方を一般化し、成果横展開イベント等を通じて地域に共有するとともに、学校等と連携したこども向け学習プログラムを実施し、家庭・地域への行動変容の波及を目指す。以上から、近畿管内（※）で中小企業の省エネを支える枠組みを構築し、地域全体で省エネを支える体制づくりを推進する。

※福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県（以下同じ）

3. 事業内容及び事業実施方法

(1) 省エネ診断同行事業

地域に根付いた複数の金融機関と連携し、当該金融機関の顧客である中小企業等を対象に、省エネ支援機関による省エネ診断の実施から、現場確認への金融機関担当者の同行、診断結果を踏まえた報告会（ワークショップ）までを一体的に行う。

金融機関が省エネ診断の実務を通じて、省エネに資する着眼点や改善の考え方、対策の優先順位付け、実行・定着に向けたフォローの方法等を実践的に学ぶことを目的とし、あわせて中小企業における省エネルギーへの取組を後押しすることを目指す。

開催にあたっては、原則、以下のとおり開催すること。

金融機関：3機関以上5機関以下。各機関につき、①勉強会、②現場見学会および③報告会を最低1回実施（すること）。

<実施内容>

① 金融機関の選定

「省エネ診断」及び中小企業の省エネルギーに向けた取組に関する支援を推進する地域の金融機関を選定すること。

※留意事項

受託者は金融機関の候補を選定し、選定理由（地域性、支援体制）を整理した候補一覧（3機関以上）を提出し、当局との協議を経て決定する。金融機関の大きさに制限は設けないが、主たる営業基盤が近畿管内にあり、地域に根付いた活動を行う金融機関であること。

② 省エネ挑戦企業の発掘・選定

①で選定した各金融機関の顧客を中心に、省エネルギーに挑戦したい企業で、省エネ診断を受診するもの（以降、「省エネ挑戦企業」という。）を発掘・選定すること。なお、省エネ挑戦企業は、当局及び①で選定する地方金融機関と協議の上、決定することとする。

※留意事項

- ・ 省エネ挑戦企業は、選定した地方金融機関1つにつき、1社以上選定すること。また、当局管内に本社または主たる事業所や工場等を有する企業であること。

③ 金融機関向け省エネ診断勉強会（セミナー）の実施

①において選定した各地域金融機関における省エネ診断への同行担当者の知識習得を目的として、省エネ診断に関する勉強会（セミナー）を開催すること。勉強会の講師は、省エネ診断の実績を有する省エネ支援機関、又は同等の知識・実績を有する団体若しくは専門家（以降、「省エネ支援機関」という。）とし、受託者は当局と協議の上、講師の選定・依頼・日程調整等を行うこと。

※留意事項

- ・ 実施内容を事業実施報告書に記載すること。

④ 省エネ挑戦企業の省エネ診断受診

②で選定した各省エネ挑戦企業が、新たな省エネルギーに係る取組を実施することを目的として、省エネ診断の実施に係る一連の調整及び運営を行うこと。

受託者は、各社の業種・設備状況等を踏まえ、適切な省エネ支援機関を選定すること（又は候補を提示した上で当局と協議し決定すること）。また、診断実施に必要な日程・場所・関係者の調整並びに当日の運営を行うこと。

なお、本事業では、金融機関の担当者が省エネ診断の現場に同席し、診断対象設備の確認や改善提案の検討プロセスを実地で把握することにより、省エネ診断に関する理解を深めることを目的とする。このため、当該企業の調整を担った金融機関の関係者の参加は必須とし、当該金融機関から合計5名以上が、同一の診断実施時間帯に参加するよう調整すること。

※留意事項

- ・現場見学会（現場確認）は金融機関ごとに開催すること。やむを得ず上記参加人数を満たすことが困難な場合は、事前に当局に理由を説明し、承認を得ること。
- ・実施内容（日時・場所・参加者内訳・診断対象設備・主な指摘事項・改善提案の考え方等）は、事業実施報告書に記載すること。

⑤ 診断結果報告会（ワークショップ）の開催

③で実施した省エネ診断の結果を踏まえ、診断実施主体（省エネ支援機関等）及び金融機関担当者等が参加するワークショップを企画・実施すること。ワークショップでは、診断結果の読み解きに加え、①省エネに資する改善点（重点箇所・着眼点）、②対策の優先順位（費用対効果、実施難易度、投資回収等）の整理、③実行・定着に向けたフォローの方法（役割分担、次回アクション、支援メニューの活用方針等）を議題として想定。

※留意事項

金融機関ごとに開催すること。実施内容は事業実施報告書に記載すること。

(2) 学校等と連携したこども向け省エネ学習（体験）プログラム実証事業

地域の学校と中小企業等が連携し、こどもを起点に家庭・地域へ省エネ行動を広げることを目指す体験型学習のプログラムを検討し、実証する。

以下の項目を踏まえたこども向け省エネ学習（体験）プログラムを企画・実施すること。

- ① 対象：小学生・中学生・高校生のいずれか（または複数）を対象とし、対象とする学校種・学年に応じて内容や資料を調整すること。
- ② 実施形態：対面実施を基本とし、1回あたり45～50分程度を目安とする。
- ③ 実施場所：実施場所は学校での実施を基本としつつ、学校での実施が困難な場合又は目的達成に資すると当局が認める場合には、金融機関や民間企業等のオープンイノベーション施設等、学習環境として適切と認められる学校外施設での実施を可とする。
- ④ 内容：一方的な知識提供に偏らず、観察・対話・発表・行動宣言等、主体的な学びを促す構成を基本とする。実施する学校等の近隣の企業が登壇することが望ましい。なお、令和7年度で作成した

「省エネおじさんカード」掲載企業や令和8年度で作成予定の「省エネコミュニケーション（カード型）」の活用が望ましい。

- ⑤ 安全管理・個人情報：未成年の安全確保及び個人情報の適切な取扱いに留意し、学校等（または施設）ルール及び発注者の指示に従うこと。
- ⑥ 当日の運営体制（責任者、連絡系統）、緊急時対応（怪我・体調不良・災害時）、撮影の可否と同意取得、名札・名簿の取扱い（回収・廃棄）を、実施計画に明記し当局承認を得ること。
- ⑦ 実施回数・場所等の詳細：年度内に少なくとも1か所以上で実施することとし、契約締結後、発注者と協議の上、調整すること。
- ⑧ こども向け省エネ学習（体験）プログラムについて、次年度以降の横展開（再実施）を可能とする観点から、教材一式及び進行シナリオ（導入・ワーク・発表・振り返りの流れ、所要時間、必要備品、留意事項等）を汎用的に整備し、成果物として納入すること。

★提案事項（必須）

具体的な実施設計（運用方法、実施場所等）について提案すること。

(3)成果発表会イベントの開催

(1)(2)で実施した事業やそのほか当局で実施する省エネやGXに関する取組を発表するイベントを開催する。

受託事業者は当局とともにイベントの企画を行うほか、登壇者の調整、参加者の募集や取りまとめ・会場の手配・開催に必要な備品の準備や当日参加者に配布する資料の印刷・イベントの進行・イベント開催後のアンケートの実施、その他イベントの実施に必要な一切の業務を行う。実施費用は委託費に含むことを原則とし、例外がある場合は協議の上決定する。

成果発表会に関する成果物として、①企画書、②運営計画（進行台本等）、③配布資料データ、④アンケート結果集計、⑤議事要旨（または開催記録）を報告書に添付する。

★提案事項（必須）

地域金融機関、省エネ支援機関、中小企業の交流が効果的に促進されるイベント案を提案すること。

以下に示す内容はあくまでも例示であって、事業の進捗に合わせて当局と相談の上、決定する。

イベント概要（想定）

- ・ 対象：近畿管内で活動する地域金融機関・省エネ支援機関
- ・ 実施方法：対面
- ・ 開催場所：大阪市内の交通至便な場所
- ・ 開催時期：令和9年1月下旬～2月下旬の平日（午後開催、3時間～4時間程度）
- ・ 想定人数：全体で80人程度
- ・ 想定するイベント内容：
 - (1)の成果発表

- (2) の取組内容
- 当局が実施する他の省エネ・GX 施策に関する周知 等

4. 実施期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 23 日まで

5. 納入物

(1) 事業内容報告書

- 3. (1) (2) (3) の実施内容を記載した報告書を提出すること。
- 公開可能かつ二次利用可能な図表等データが複数ファイルにわたる場合、1 つのフォルダに格納した上で納入すること。
 - 各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。
 - 図表等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

(2) 3. (2) ⑦における教材一式及び進行シナリオ

6. 納入方法

- すべて電子データで納入すること。なお、PDF 形式に加え、機械判読可能 (※) な形式のファイルも納入すること。メール提出やファイル交換サイト等の手段を用いること。なお、具体的な納入方法は担当課室と協議の上、決定すること。
 - ※コンピュータプログラムがデータ構造を識別し、データを処理 (加工、編集等) できること。例えば HTML, txt, csv, xhtml, epub, gml, kml 等のほか、Word, Excel, PowerPoint 等のデータが該当する (スキャンデータのようなものは該当しない)。
- なお、データ量が 128MB、ページ数が 1,000 ページ又は文字数が 400 万文字を超過する場合には、いずれの制限も超えないようファイルを分割して提出すること。

7. 納入場所

経済産業省近畿経済産業局エネルギー対策課